

さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書

我が国の経済は最悪期を脱したと言われるものの、経済成長の基盤はいまだ脆弱であり、特に雇用情勢は非常に厳しい状況が続いている。完全失業率は本年7月に過去最高の5.7%にまで達し、10月には5.1%に低下したものの、有効求人倍率は0.44倍と過去最悪の水準を示しており、年末、年度末に向けてさらに悪化する懸念がある。

このような中、政府は国民が抱える雇用への不安に対し政府を挙げて雇用確保に取り組むため、10月23日に緊急雇用対策を取りまとめた。

しかし、この緊急雇用対策は既存事業の運用改善や前倒し執行で対応するとされており、年末、年度末のさらなる雇用の悪化を防ぐためには、新たな財政措置を考慮したもう一段の緊急雇用対策を講ずる必要がある。

よって、政府におかれては2009年度第2次補正予算等において次の事項を早急の実施されるよう強く要望する。

- 1 セーフティーネット強化の観点から、雇用保険の非正規労働者へのさらなる適用範囲の拡大を図ること。
- 2 訓練・生活支援給付については、雇用保険や失業給付の対象とならない求職者への第2のセーフティーネットとして恒久化を図ること。
- 3 緊急雇用対策で示されたハローワークのワンストップサービスによる多機能化が本来の職業紹介業務に支障を来さないよう、窓口体制の強化を図ること。
- 4 第2の就職氷河期を招かないために、企業や学生への情報提供体制の充実など、新卒者への就職支援体制の強化を図ること。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

総務大臣
厚生労働大臣

} あて

横浜市議会議長

川口正寿